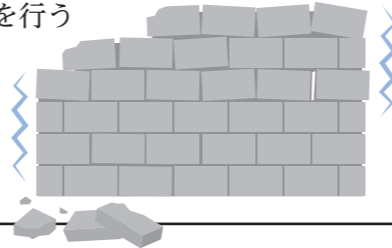


## ブロック塀等の除却工事に対する補助制度

町では、道路に面するブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止し、通行人の安全と地震災害時の避難路を確保するため、道路に面するブロック塀等の除却工事に要する経費の一部補助を実施しています。ブロック塀等が倒壊すると、人的な被害だけでなく、避難や救助活動にも支障をきたす恐れがあり、地域住民の安全にも大きな影響があります。

町民のみなさまには、自宅の敷地にあるブロック塀等のチェックを行うとともに、本制度を利用し、危険なブロック塀等の除却についてご検討をお願いします。



### ■ブロック塀等の除去に対する補助

対象	次の条件を満たす道路に面するブロック塀等 ・劣化によるひび割れや傾き等による倒壊の可能性があるもの ・道路面からの高さが60cmを超えるもの ・道路境界線からブロック塀までの距離がブロック塀の高さの1.5倍以内であるもの
補助金額	町の積算に基づき算出した額の2分の1に相当する額（上限20万円）

☎ 産業建設課 TEL 3 6 6 ・ 7 1 1 7

## 耐震シェルター設置に対する補助制度等

### 家具の転倒防止 ～できることから始めよう！～

過去の地震で、多くの方が倒れてきた家具の下敷きになって亡くなったり、大けがをしています。大地震の時には「家具は必ず倒れるもの」と考えて、対策をしましょう。

寝室や子ども部屋には、できるだけ家具を置かないようにしたり、背の低い家具にして、転倒・落下防止策をとりましょう。また、倒れた家具が出入口をふさがないように、家具の向きや配置を工夫しましょう。



### ■耐震シェルター設置に対する補助

対象	木造住宅耐震診断を行い、評点が0.7未満と診断された旧基準木造住宅について行う、耐震シェルター設置工事	
補助金額	耐震シェルター	設置費用の3分の2の額と25万円を比較して、いずれか少ない額
	三重県型シェルター	設置費用の3分の2の額と40万円を比較して、いずれか少ない額

### ■川越町災害時要援護者宅家具固定事業

対象	町内にお住いの高齢者と障害のある方だけの世帯
事業内容	住宅の寝室や居間に置かれた家具の固定(無料)

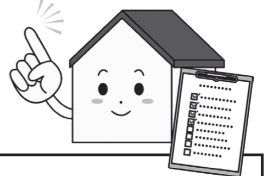


☎ 安全環境課 TEL 3 6 6 ・ 7 1 6 3

## 住宅の耐震化に対する補助制度について

### 町では、木造住宅の無料耐震診断を行っています

耐震診断以外にも補強設計・補強工事・除却工事等に関する補助制度があります。いつ起きてもおかしくない大地震に備え、制度の利用をご検討ください！

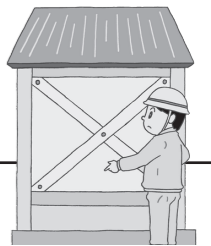


### ■木造住宅耐震補強設計に対する補助

対象	木造住宅耐震診断を行い、評点が0.7未満と診断された旧基準木造住宅で、評点を1.0以上にする補強設計
補助金額	1棟当たりの耐震補強設計に要する経費の3分の2の額と18万円を比較して、いずれか少ない額

### ■木造住宅耐震補強工事に対する補助

対象	木造住宅耐震診断を行い、評点が0.7未満と診断された旧基準木造住宅で、評点を1.0以上にする工事で、補強設計を反映したもの
補助金額	<p><b>下記の合計額</b></p> <p>① 1棟当たりの耐震補強工事に要する経費の3分の2の額と50万円を比較して、いずれか少ない額 ただし、令和2年度以前に耐震補強設計を完了している場合、60万円を限度とする。</p> <p>② 1棟当たりの耐震補強工事に要する経費の5分の2の額と50万円を比較して、いずれか少ない額</p> <p>③ 1棟当たりの耐震補強工事に要する経費より上記①と②の額を除いた額と15万円を比較していずれか少ない額</p> <p><b>耐震補強工事とあわせて行うリフォーム工事</b></p> <p>1棟当たりのリフォーム工事に要する経費の3分の1の額と20万円を比較して、いずれか少ない額</p>



### ■木造住宅除却工事に対する補助

対象	木造住宅耐震診断を行い、評点が0.7未満と診断された旧基準木造住宅を除却する工事
補助金額	1棟当たりの除却工事に要する経費の23%の額と30万円を比較して、いずれか少ない額

※旧基準木造住宅…昭和56年5月31日以前に着工もしくは完成しているもの  
在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法の住宅  
延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されるもの

- ・木造住宅耐震診断で評点が0.7未満と判定された旧基準木造住宅で評点を0.7以上となるように簡易補強する工事も補助制度がありますので、お問い合わせください。
- ・補強設計や補強工事(簡易耐震補強工事を含む)の補助事業は、必要書類の提出まで含めた事業の完了日が属する当該年度の3月末までに事業を完了する必要がありますので、ご注意ください。
- ・耐震改修を行った場合に固定資産税(家屋)を減額する制度があります。
- ・事後申請は受付できません。
- ・詳しい条件等は、各補助金を申請される際にご確認ください。

☎ 産業建設課 TEL 3 6 6 ・ 7 1 1 7